

2024年6月10日

一般社団法人日本ケアラー連盟
代表理事 津止正敏
代表理事 堀越栄子
代表理事 牧野史子
代表理事 児玉真美
代表理事 湯原悦子

子ども・若者育成支援推進法改正についての声明

2024年6月5日、子ども・若者育成支援推進法改正案（子ども・子育て関連法改正案）が参議院で可決され、成立しました。この間、本法の改正にご尽力いただいた、国会議員のみなさんや自由民主党ケアラー議員連盟、こども家庭庁、ヤングケアラー・若者ケアラーや支援に取り組んできた人々の努力が実を結びました。

日本ケアラー連盟がヤングケアラー問題に取り組み始めたのが2014年。2021年からは厚生労働省と文部科学省による「ヤングケアラー・プロジェクト」から施策化が始まり、こども家庭庁に引き継がれていますが、ようやく、子ども・若者ケアラー支援が法的根拠を持つことになりました。

（1）法的根拠ができる意味

① ヤングケアラー（子ども・若者ケアラー）支援に法的根拠

子ども・若者育成支援推進法の一部改正（案）には「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と第20条が改正されました。ヤングケアラーが国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記されました。

② 18歳で切れ目のない支援の考え方が実現

ヤングケアラーは一般的に18歳未満（児童福祉法対象年齢）と理解されてきましたが、18歳でケアが終わるわけではありません。18歳を超えて、ケアの始まる若者もいます。この時期は、進学・就職とケアの両立など、進路や生活のあり方などに、最も悩む時期でもあり、若者への支援の必要性が課題となっています。

こども家庭庁に所管が移る中で、子ども施策と若者支援施策をつなぐことが可能となり、子ども・若者ケアラーへの連続性ある支援の必要性が明記されました。しかし、若者ケアラーのニーズの把握や若者ケアラーへの効果的な支援のあり方については、まだ白紙の状態と言っても過言ではありません。今後速やかに検討される必要があります。

③ 「過度に」の意味の明確化が必要

法文中の「過度に」という表現については、「子ども・若者ケアラー支援の解釈・対象範囲を狭めてしまうのではないか」「上流からの予防的支援こそ必要」などの観点から、懸念がありました。衆議院の質疑において、加藤担当大臣から『過度に』とは、一律にその範囲を

定めるものでなく、一人ひとりの状況や受け止め等踏まえて、負担になっている状態や子どもの最善の利益の観点から個別に判断すべきもの。運用に万全を期していく」との答弁を得ました。実際の運用については、支援の対象範囲を狭めることのないよう、さらに支援のメニューや方法、体制について今後より丁寧な説明やフォローが求められます。

(2) 全国の自治体での取り組み推進に期待

全国の自治体での取り組みには濃淡があるのが実態です。先進的な自治体が、実態調査や広報啓発活動に取り組んでおり、ヤングケアラーコーディネータの配置や専門の相談窓口の設置、更に踏み込んで配食やヘルパー派遣などに取り組む自治体も増えつつあります。しかし、まだ多くの自治体で、本格的な取り組みは始まっていません。

自治体において有効な支援策を実現するためには、行政職員や、教職員、各分野の専門職、市民、民間団体等への周知や研修、相談・支援窓口・所管の明確化、相談支援やピアサポートなどの実施、アセスメントや支援計画、家族まるごと支援などの観点と実施体制づくりが重要になります。こども家庭庁は、自治体の支援体制強化等の対策を進めてきており、自治体の取り組み環境は整いつつありますが、国のバックアップのもと、さらに多くの自治体が子ども・若者ケアラー支援に具体的に取り組むことが期待されます。

(3) 今後の課題～総合的なケアラー支援推進基本法（仮称）の制定を

① 若者ケアラーへの支援施策の確立

若者ケアラー支援については、「学校から仕事へ」の移行のルールに乗れない若者ケアラーなど困難を抱えた若者は制度のはざまに陥り、十分な支援が届いてきませんでした。この機に、若者への支援施策、とりわけ若者ケアラー支援のあり方について、有識者などを交えた検討会の設置などにより、早急な検討が求められます。

② 子ども・若者から全世代のケアラー支援へ

子ども・若者ケアラーへの支援が法に根拠づけられることは大きな前進です。同時に、ケアラーは全世代で多様です。昨今、複数の省庁が「ケアラーの置かれている状況を看過することは当事者にとっても、社会経済にとっても放置できない」という問題意識を持ち、様々な取り組みを始めています。認知症や医療的ケア児などケアの必要な人の状態ごとに介護者支援が法制化されたり、施策に反映されたりし始めています。

少子高齢化が増々進展するなか、ケアを必要とする人は増加する一方、在宅介護に頼る政策動向の中で、ケア負担が増々個人や家族に及んでいます。諸外国においては、ケア政策を要介護者に対する支援だけでなく、ケアラーも支援対象として位置づけ、ケアストレスや社会的孤立に陥らないよう社会的にサポートしています。

私たちは、日本においても、ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活が営めるよう、ケアラー支援の理念を明記し、ケアラー及びその支援について社会的に認知し、横断的包括的に支援するための社会的しくみづくりを推進するため「ケアラー支援推進基本法（仮称）」が必要と考え、引き続き取り組んでいきます。

(以上)